

コミュニケ
地球環境パート：環境大臣合意（仮訳）

I 資源効率性及び海洋プラスチックごみ

資源効率性

1. 我々、G20 環境大臣は、循環経済、持続可能な物質管理、3R（リデュース、リユース、リサイクル）及び廃棄物の価値化等の政策やアプローチを通じた資源効率性の向上が、持続可能な消費と生産及び持続可能な開発目標の追及において、国連環境総会（UNEA）「持続可能な消費と生産の達成に向けた革新的な筋道に関する決議（UNEP/EA.4/L./2）」を認めつつ、経済成長と環境保全の両立ができるものであり、かつ、すべきものと認識する。また、我々は、資源効率性の向上が、様々な環境上の課題への対応、競争力強化、経済成長、持続可能な資源管理及び雇用創出にも貢献するものと認識する。
2. 我々は、政策決定における科学的アプローチの重要性を認識し、国際資源パネル（IRP）、経済協力開発機構（OECD）、国際連合工業開発機関（UNIDO）及び東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）等を含みこれらに限らない関連する国際・地域機関による貢献を認め、これら機関との協働を継続する。
3. 我々は、廃棄物及び海洋ごみの追加的な発生源になり得る災害廃棄物の環境上適正な管理を含む、持続可能かつ効果的・効率的な資源利用に関する行動を促進し、必要な能力を構築するため、世界・地域レベルでの、官民連携を含む、様々な二国間及び多国間の連携を促進する。
4. 我々は、資源効率性の向上が、海洋ごみ、特に海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックの問題の解決に貢献することを認識し、また、廃棄物の海洋への流出を削減するため、包括的なライフサイクルアプローチをとることの重要性についても認識する。
5. 我々は、食品保存のための革新的技術の展開、効率的で衛生的な食品廃棄物管理、市民の啓発及び教育、関連する国の取組及び政策の経験の共有を含む、食品ロス及び食品廃棄物削減に向けた行動を加速させる。我々は、あらゆる種類の排出物を削減する可能性において、資源効率性及び循環経済に関する政策の経済的・環境的便益を認識し、また、これら便益を追求することを期待する。
6. 我々は、G20 資源効率性対話によるこれまでの活動を評価し、同対話を、G20 メンバー間の取組、成果及びベストプラクティスの継続的な共有、関連組織からのインプ

ットを考慮した科学的知見と科学に基づくアプローチの進展、関連イニシアティブとの連携に活用する。我々は、同対話に対し、こうした活動を組織し、イノベーションやビジネスの機会を民間部門とともに模索するため、議長国を務める日本の下、同対話のロードマップを作成することを招請する。

海洋プラスチックごみ

7. 海洋ごみ、特に海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックは、海洋生態系、人々の暮らし、漁業・観光業・海運業等の産業に対する負の影響、人間の健康に対する負の影響の可能性を鑑みると、緊急の行動が求められる問題である。プラスチックの耐久性や広く普及していることを考慮し、我々は、プラスチックが我々の経済活動や日常生活に重要な役割を担っていることを留意しつつ、全ての国が国内的また国際的に、関連するステークホルダーと連携して、この問題に対する施策を実施する必要があることを繰り返し述べる。我々は、ライクサイクルアプローチを通じたプラスチックごみ及びマイクロプラスチックの海洋への流出の抑制や大幅な削減に向けて、この問題を解決するための施策を推進し、国際社会と連携した取組を含む各国による適切な国内的取組を速やかに実施することを決意する。
8. このため、我々は、自主的な国内的取組を通じて、2017年のG20ハンブルグサミットで立ち上げられた「G20海洋ごみ行動計画」の実施を促進するため、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を策定し、附属書として提示する。フォローアップにおいて、我々は、G20の各議長国の決定により、G20資源効率性対話及びUNEPの下に創設される関係者プラットフォームをはじめとする関連会議との共同開催の機会を活用する。
9. 我々は、国連環境総会における「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する決議(UNEP/EA.4/L.7)」及び「使い捨てプラスチック汚染対策に関する決議(UNEP/EA.4/L.10)」を認識し、第14回バーゼル条約締約国会議における決議に留意する。我々は、効果と効率性を最大化し、取組の重複を回避するため、国連環境計画を含みこれに限らない関連する国際的・地域的な手段、組織及びイニシアティブと共に行動(work)する。

II. 生態系を基盤とするアプローチを含む適応と強靱なインフラ

10. インフラ、気候及び適応にかかる G20 メンバーによる従来の作業を踏まえ、排出削減もまた役割を担うことを認識しつつ、我々は、強靱な社会経済・生態系のシステムを全球規模で構築する上での、適応に関する取組がもたらす利益、及び質が高く気候に対し強靱なインフラが果たす役割を強調する。この文脈で、我々は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の 1.5°C 特別報告書に留意し、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）COP24 の結果を歓迎し、2019 年 9 月の国連気候行動サミットに続く、COP25 における成果を期待する。
11. 我々は、強靱性と適応に関する取組が、災害リスクを含む気候変動影響を低減し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを推進しうること、とりわけ、脆弱なコミュニティと人々にとってそうであることを認識する。我々はまた、異常気象及び災害に対して強靱なインフラへの投資を含む、適応および災害リスク低減のための包括的な戦略を国および地域レベルで策定することの重要性を認識する。我々は、適応がすべての人が直面する世界的な課題である一方で、気候変動の影響が環境依存性と地域性があることを認識し、それゆえ、地域レベルでの強靱性を構築することの重要性を強調する。我々は、多面的かつ生態系を基盤とするアプローチが、地域のニーズと課題に対応しつつ、環境保全の目的と地域資源の持続可能な利用とを同時達成しうることを認識する。生態系を基盤とするアプローチが、食糧安全保障、生物多様性保全、および排出削減などのコ・ベネフィットをもたらすことに留意し、我々は、生態系を基盤とするアプローチについての我々の議論と努力が、愛知目標の実施から得られたレッスンを基礎とした、ポスト 2020 年生物多様性国際枠組についての検討に貢献しうることを認識する。
12. 我々は、最新の科学的知見や優良な取組・活動を踏まえた適応計画の策定と、適応能力の強化の重要性を強調する。それゆえ、我々は、先住民族や地域の知識を含め、関連する情報、優良事例、及び経験を、様々な関係者間で共有するための国際協力を引き続き推進する。我々は、適応がビジネスの新たな機会を提供することを認識し、公的資金の重要な役割と、革新的で環境にやさしい優れた技術とアプローチを活用することの重要性に留意しつつ、強靱性向上のための社会変革にむけて民間の資金と投資を動員することにより、適応に関する努力を強化するための民間セクターとの連携を目指す。
13. ここに我々は、気候持続可能性作業部会（CSWG）での関連の議論に基づき、CSWG の適応作業計画（2018-2019）の成果の一つとして、G20 メンバーが取り組み、他国とその情報を共有することを望んでいる活動、イニシアティブ及び優良事例を整理した「G20 適応と強靱なインフラに関するアクション・アジェンダ」を取りまとめる。